



マイナ保険証 Q&A 作成いたしました。

* マイナ保険証・・・マイナンバーカードに健康保険証利用の登録をしたもの

協会けんぽ岐阜支部ではマイナ保険証に関するアンケートを実施しました。そこで寄せられた疑問や質問をもとに「マイナ保険証 Q&A」を作成し、岐阜支部ホームページに掲載しておりますので、ぜひご活用ください。



↑
「マイナ保険証Q&A」
はこちら

内容の一部をご紹介します。

Q1. 令和6年12月2日以降の受診方法はどのように変わりますか。

A1. 原則、健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)で受診していただきます。
なお、マイナ保険証での受診はすでに始まっています。ぜひご利用ください。

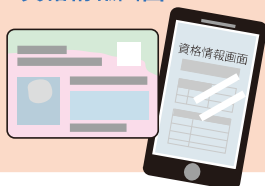
ぜひご利用
ください



オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関では、以下の方法で受診することができます。

●マイナ保険証 + ●マイナポータル 資格情報画面 (スマートフォン)

マイナポータルの資格情報画面をマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。



または

●マイナ保険証 + ●資格情報のお知らせ

スマートフォンをお持ちでない方は、切り取った資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。



マイナ保険証以外の受診方法

現行の健康保険証(令和7年12月1日まで)



現在お持ちの健康保険証は、**令和7年12月1日まで使用**することができます。
なお、退職等で健康保険の資格を喪失した場合、退職日の翌日以降は使用できません。これまで通り**会社に返納**してください。

資格確認書



マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない方は、協会けんぽが発行する**「資格確認書」**で医療機関を受診することができます。

- ・材質・サイズ・形状は健康保険証と同様(プラスチック製・カード型)です。
- ・有効期限は4～5年です。
*1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は4～5年になります。
- ・「資格確認書」の有効期限内に退職した場合、「資格確認書」は会社へ返納してください。

Q2. 令和6年12月2日から健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しますが、新規加入する従業員の「資格取得届」を提出する際、担当者が注意すべきことはありますか？

A2. 現時点での対応は以下の通りです。

「資格取得届」および「被扶養者(異動)届」は、マイナンバーを正確に記載し、事実発生から5日以内に日本年金機構等へ提出ください。

事業主様・健康保険事務ご担当者様は、マイナ保険証をご利用いただくよう従業員様にご案内ください。マイナ保険証をお持ちの場合、資格取得届の手続きが完了すれば新しい健康保険の加入者資格が反映され、マイナ保険証で受診できます。



もしマイナ保険証をお持ちでない場合は、**「資格取得届」等による申出に基づき「資格確認書」を発行**します。(「資格取得届」等に「資格確認書」発行の希望欄が設けられる予定です) マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていない方などには、申出によらず「資格確認書」を発行しますが、相当な期間を要します。**「資格確認書」が必要な場合はできる限り「資格取得届」等の提出時に申出**してください。